

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	ホームヘルプ事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	障害者自立支援法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分「区分1以上」） 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分「区分4以上」） 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う ・行動援護（障害程度区分「区分3以上」） 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う 利用者負担額は「1割」（上限月額0円～37,200円で、世帯の収入状況により決定） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度による居宅介護支援（平成15～17年度） 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結びサービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額(階層区分により決定) ・居宅介護事業者との連絡会において情報交換、意見を聞いている。 				
経過	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始（平成12年4月全部実施）			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行（介護給付）			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
	平成21年 4月	報酬改定			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の上限月額が無料となる）			
必要性	心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【支払】国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成23年4月現在利用実績のある事業者、52社）				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	223,239	230,058	230,595	266,251	356,630	391,034	548,835	
予算額	223,239	230,058	230,595	266,251	356,630	391,034	548,835	
決算額（23年度は見込み）	223,239	228,583	235,006	266,251	356,629	384,940	548,835	
人件費等	6,033	7,686	7,686	5,082	7,167	9,592		
減価償却費						3,196		
【事務分担当】（%）	70	90	90	60	88	110		
合計（+ +）	229,272	236,269	242,692	271,333	363,796	397,728	548,835	
国（特定財源）	111,385	107,936	115,298	127,665	110,387	193,034	284,087	
都（特定財源）	55,763	53,968	57,649	63,832	55,193	96,540	142,043	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	62,124	74,365	69,745	79,836	198,216	108,154	122,705	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用時間数（居宅介護）	87,157.5H	74,880.5H	43,941.0H	52,321.0H	64,170.0H	64,218.0H	73,154.0H	
利用時間数（重度訪問介護）		21,422.0H	49,409.0H	50,500.0H	58,808.0H	67,461.0H	62,383.5H	
利用者数（居宅介護）	150人	148人	170人	201人	236人	278人	298人	
利用者数（重度訪問介護）		23人	23人	22人	23人	28人	25人	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
扶助費	居宅介護		216,711	居宅介護	222,625	居宅介護	380,788
	重度訪問介護		139,918	重度訪問介護	162,315	重度訪問介護	168,047

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用時間数	102,821.0H	122,978.0H	131,679.0H	135,537.5H	149,081.0H	23年度は見込み
	利用者数（実人数）	223人	259人	306人	323人	400人	23年度は見込み

（問題点・課題分析）	<p>行動援護の事業所が区内に1事業所しかないため、開拓する必要がある。 管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底を図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会で行動援護のできる事業所が必要であることを説明し、事業者登録を促す	障がい者の社会参加の促進
1.パンフレットを作成する 2.職員及び事業者対象に研修会を行う	ホームヘルプ事業の適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深める

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	在宅生活を送るための重要事業である

況議会（要質問旨）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
-----------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	今井 文江	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	コミュニケーション支援事業費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。				
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者				
内容	<p>【手話通訳者派遣】</p> <p>委託先 (福)荒川区社会福祉協議会（荒川社協） (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター（通訳派遣センター）</p> <p>派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合は含まない）</p> <p>利用方法 事前に荒川社協に登録し、必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。 ただし、専門的な交渉等に限り、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。</p> <p>報償費等 荒川社協 1時間14分まで2,000円、以降1時間ごと1,500円(交通費含む) 通訳派遣センター ... 1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円(交通費含む)</p> <p>【要約筆記者派遣】</p> <p>委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会</p> <p>派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合は含まない）</p> <p>利用方法 通訳派遣センターに申し込む</p> <p>【対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数 月2回まで</p> <p>利用方法 事前に区に利用者登録をし、必要とするときに区に派遣申請する。 音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>				
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業）、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。（通訳派遣センターと合わせるよう調整） 対面音訳者養成講座を実施（修了者9人）</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p>				
必要性	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣 委託 対面音訳者派遣 直営				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,814	1,676	3,131	3,503	4,563	4,128	3,962	
決算額（23年度は見込み）	1,643	1,676	2,695	3,457	3,439	3,255	3,962	
人件費等	862	427	854	847	1,873	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	10	5	10	10	30	30		
合計（+ +）	2,505	2,103	3,549	4,304	5,312	6,743	3,962	
国（特定財源）		310	848	1,292	1,230	1,046	1,445	
都（特定財源）	692	662	424	646	615	523	722	
その他（特定財源）								
一般財源	1,813	1,131	2,277	2,366	3,467	5,174	1,795	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	派遣回数（手話通訳）	513	503	643	713	755	669	734
	派遣時間数（手話通訳）	868	873	1,153	1,200	1,337	1,202	1,285
	派遣回数（要約筆記）				11	60	36	53
	派遣回数（対面音訳）						8	10

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	対面音訳講習会講師謝礼	242	対面音訳派遣等謝礼	47	対面音訳派遣等謝礼
需用費	消耗品費等	49	消耗品費等	0	消耗品費等	10	
役務費			対面音訳者保険料	11			
委託料	手話通訳	2,801	手話通訳	2,987	手話通訳	2,873	
	要約筆記	347	要約筆記	210	要約筆記	324	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	実利用者数（手話通訳）	52人	52人	54人	55人	55人	-
	派遣回数（手話通訳）	713回	587回	669回	734回	-	-
	派遣回数（要約筆記）	11回	23回	36回	53回	-	-
	利用登録者数（対面音訳）	-	-	10人	10人	10人	22年6月から事業開始
（問題点・課題分析）	対面音訳者派遣について、利用登録者の声として、派遣回数（月2回）が少ないとの声がある。						
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用実績の分析を行う	今後の方向性の検討材料とする

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である

議会議案要旨状況	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
----------	------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	日常生活用具給付事業費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（17品目） ...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目） ...ネプライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（25品目）...ポ-ク-ル-ダ-（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（5品目） ...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目） ...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始</p> <p>その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入。</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理した。補装具より移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 補装具へ移行...重度障害者用意思伝達装置 ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（平成18年度実績）</p> <p>平成20年 4月 品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
必要性	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】 直営</p> <p>【給付】 業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	8,166	12,939	29,760	28,597	26,417	26,519	26,467	
決算額（23年度は見込み）	7,615	12,937	25,796	25,124	26,100	26,513	26,467	
人件費等	862	1,708	1,281	3,388	1,222	2,180		
減価償却費						726		
【事務分担量】（%）	10	20	15	40	15	25		
合計（+ +）	8,477	14,645	27,077	28,512	27,322	29,419	26,467	
国（特定財源）		5,953	10,192	9,039	9,449	8,417	9,669	
都（特定財源）	4,035	2,784	5,096	4,394	4,708	4,003	4,851	
その他（特定財源）								
一般財源	4,442	5,908	11,789	15,079	13,165	16,999	11,947	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	給付件数・児童	15	40	82	75	59	67	61
	給付件数・成人	101	814	2,348	2,357	2,489	2,341	2,610
	給付件数・難病	2	1	1	5	2	4	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	0
	扶助費	児童分（一般）	209	児童分（一般）	130	児童分（一般）	212
		成人分（一般）	6,082	成人分（一般）	6,863	成人分（一般）	6,168
		児童分（ストマ）	561	児童分（ストマ）	560	児童分（ストマ）	569
		成人分（ストマ）	19,182	成人分（ストマ）	18,827	成人分（ストマ）	19,451
		難病	66	難病	133	難病	67

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	給付件数・児童分	75	59	67	61	-	-
	給付件数・成人分	2,357	2,489	2,341	2,610	-	-
	給付件数・難病分	5	2	4	2	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。 ・ 品目の価格が現在の物価になじまないものが出てきている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化	選定基準を明確にすることにより、公平な給付をすることができる
品目の価格の再設定	品目に適正価格を設定することにより、公平な給付をすることができる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者移動支援事業費（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者(児)移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者（身体障がいについては、視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ・自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者 ・区内の心身障がい学級、特別支援学級、学童クラブ、通所施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等 ・その他区長が必要と認める者 H23年度の支給決定者数406名（身体介護を伴う移動支援201名 身体介護を伴わない移動支援205名）				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法により地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用 （ただし、提供時間数を超えて利用した分については自己負担とする）</p> <p>【支援費制度】（平成18年9月まで） 利用者・事業者の関わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定。 利用者は、視覚障がい者ガイドヘルパー・知的障がい者ガイドヘルパーを利用し、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>				
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成14年10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行			
	平成18年10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行			
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者55社・荒川区社会福祉協議会				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	38,282	47,923	57,737	128,005	170,032	225,107	340,191
	決算額（23年度は見込み）	37,822	47,923	93,621	128,005	170,032	210,855	340,191
	人件費等	1,724	1,708	2,927	1,271	1,915	1,116	
	減価償却費						1,162	
	【事務分担量】（%）	20	20	70	15	55	40	
	合計（+ +）	39,546	49,631	96,548	129,276	171,947	213,133	340,191
	国（特定財源）	18,904	29,771	34,468	40,903	61,080	59,145	111,753
	都（特定財源）	9,651	14,885	18,428	21,887	31,965	29,572	58,429
	その他（特定財源）							
一般財源	10,991	4,975	43,652	66,486	78,902	124,416	170,009	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	ガイドヘルプ-決定者数（視覚）	54	120					
	ガイドヘルプ-決定者数（知的）	76						
	ガイドヘルプ-利用時間数（視覚）	16,409.5	14,074.0					
	ガイドヘルプ-利用時間数（知的）	5,619.0						
	移動支援利用時間数		14,189.0	44,463.0	56,712.0	72,649.5	85,104.0	89,906.5
	移動支援実利用者数		192	209	273	321	376	450

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算見込）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	移動支援	170,032	210,855	移動支援	210,855	移動支援

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	移動支援提供時間数	56,712.0	72,649.5	85,104.0	89,906.5	93,906.5	
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	21,437.5	32,813.5	42,933.0	50,375.5	52,375.5	
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	35,274.5	39,836.0	42,171.0	39,531.0	41,531.0	

（問題点・分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業が周知されたことにより、利用者数・時間数とも増加しており、増加傾向の分析が必要である。 ・65歳以上は介護保険へ移行するが、社会参加を目的とするものについては介護保険では支給できないため、当該事業での支給となり、サービス内容について利用者が混乱してしまう。 ・移動支援は柔軟に利用されており、便利だが正しく利用されていないケースが発覚した。指導監査方針を明確にする必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用内容の検討、利用方法の検証	移動支援事業の利用実態を把握することにより、今後の事業の方向性を検討する
	介護保険、介護給付とそれぞれ移動支援のサービス内容の整理	利用者が混乱することなく、サービスを利用できる
	事業者向けパンフレットの作成	事業運営の適正化が図れる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	訪問入浴サービス事業（01-03-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者自立支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。				
内容	入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。合わせて、利用者の希望により理髪サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） 入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）、理髪については、年6回 利用者負担は入浴サービスについては負担なし、理髪については、1回1,900円の負担				
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成元年 4月 実施回数年24回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上） 実施回数年30回に増 平成 6年 4月 実施回数年36回に増 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 障害者自立支援法による地域支援事業の一事業となる。利用負担額を無料とする。				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社。施設入浴は対象者がいないため契約未実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,417	2,842	6,156	5,822	5,577	4,984	5,619	
決算額（23年度は見込み）	1,639	2,492	3,345	3,794	3,974	4,594	5,619	
人件費等	1,293	854	854	1,694	1,222	872		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	15	10	10	20	15	10		
合計（+ +）	2,932	3,346	4,199	5,488	5,196	5,757	5,619	
国（特定財源）	609		1,368	1,356	1,451	1,431	2,050	
都（特定財源）	409		684	678	725	716	1,025	
その他（特定財源）								
一般財源	1,914	3,346	2,147	3,454	3,020	3,610	2,544	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
訪問入浴実施回数	293	527	557	449	425	522	600	
登録人数	13	15	13	12	10	16	16	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	入浴サービス委託料	3,974	入浴サービス委託料	4,594	入浴サービス委託料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	延べ入浴利用回数	449	425	522	600	675	
	登録人数	12	10	16	16	18	

問題点・課題 （指標分析）	週1回の入浴回数では、夏場の利用者の清潔保持ができない状況にある。夏場については、週2回に入浴回数を増やす必要性がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
入浴回数は週1回と定めているが、夏季等に回数を増やして欲しいとの要望も出てきている。季節を限定しての回数増を検討する。	利用者の健康保持、健康の増進につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議案 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																
		担当者名	今井 文江	内線	2691																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	手話講習会事業費（01-03-06）																				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会実施要領																	
終期設定	有 無	年度	法令等																		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]																			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。																				
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">初級コース（昼・夜）</td> <td style="width: 10%;">30回</td> <td style="width: 10%;">（1回2時間）</td> <td style="width: 40%;">定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>中級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各30名程度</td> </tr> <tr> <td>上級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）</td> <td>20回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> </table> 					初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度	中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各30名程度	上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度
初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度																		
中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各30名程度																		
上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p>																				
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。																				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会																				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,875	3,875	3,875	4,261	4,997	5,050	5,020	
決算額（23年度は見込み）	3,788	3,809	3,767	4,227	4,996	5,007	5,020	
人件費等	431	427	427	424	81	436		
減価償却費						145		
【事務分担当】（%）	5	5	5	5	1	5		
合計（+ +）	4,219	4,236	4,194	4,651	5,077	5,588	5,020	
国（特定財源）			1,941	1,486	1,825	1,560	1,832	
都（特定財源）	1,937	1,127	971	743	912	780	916	
その他（特定財源）								
一般財源	2,282	3,109	1,282	2,422	2,340	3,248	2,272	
実績の推移	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
初級受講者数（19年度以前は入門）	45	93	52	40	59	54	55	
中級受講者数（19年度以前は初級）	44	69	41	28	34	41	40	
上級受講者数（19年度前降は養成基礎）	42	29	34	18	22	23	24	
通訳養成受講者数（19年度以前は養成応用）	17	15	15	8	8	8	8	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事業費・事務管理費	4,996	事業費・事務管理費	5,007	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	初級・中級コース修了者数	49	60	54	60	-	
	上級・通訳養成コース修了者数	24	23	22	25	-	
	手話通訳者登録数	1	3	1	2	-	

（問題点・課題）	・受講生を広く集めるために効果的なPR活動を検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
受講生を広く集めるために効果的なPR活動を委託先の荒川区社会福祉協議会と協議する。	手話通訳奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者の日常生活の利便性と社会参加の促進に寄与することができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（01-03-07）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。 区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費） 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	859	849	732	1,102	732	732	732	
決算額（23年度は見込み）	701	684	134	968	682	134	732	
人件費等	431	854	427	847	245	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	5	10	5	10	10	10		
合計（+ +）	1,132	1,538	561	1,815	927	704	732	
国（特定財源）		163	55	323	249	42	366	
都（特定財源）	267	147	27	161	125	21	183	
その他（特定財源）								
一般財源	865	1,228	479	1,331	553	641	183	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	教習費助成（新規免許）	1	1	0	3	2	0	2
	教習費助成（限定解除）	1	0	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	4	4	1	4	3	1	3

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
扶助費	自動車運転教習費助成	330	330	自動車運転教習費助成	0	自動車運転教習費助成	330
	自動車改造費助成	353	353	自動車改造費助成	134	自動車改造費助成	402

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	自動車運転教習助成者数	3人	2人	0人	2人	-	-
	自動車改造費助成者数	4人	3人	1人	3人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障がい者就労支援事業の中で、自動車運転免許取得・改造助成事業の活用をすすめる。
実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 【自動車運転教習費助成】 旧都基準上乘せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川） 【自動車改造費助成】 旧都基準上乘せ実施 3区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自動車運転免許取得・改造助成事業について、対象者への周知を図る。	障がい者の生活圏の拡大、就労支援・社会復帰の促進に寄与できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則	
終期設定	有 無	21 年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障害者自立支援法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。 利用者負担及び食費軽減については、法施行前には利用者負担のなかったもの又は少額であったものについて、負担額の激変緩和策として行う。月額上限額の半額化については、障がい者重度である程サービス量が多く、利用者負担も高額となるためその負担軽減として行う。				
対象者等	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者区独自軽減については在宅サービス対象				
内容	【国制度】 対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 高額障害福祉サービス費 ... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担上限額の合算を超えた部分を高額障害福祉サービス費として支給し負担が増加しないようにする。 特定入所者特別給付費 定率負担とは別に実費負担となる、施設入所者の光熱水費及び食費について、一定の金額を利用者に残すために特別給付費を支給する。 利用者負担上限額軽減 一定の条件を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を軽減する。 【区制度】 対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 利用者負担軽減 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。 通所施設食費軽減 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。 月額上限額の半額化 ... 国制度の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。については平成23年度も継続する。なお、については恒久的措置である。				
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。 平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。 平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。 平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。				
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。 【支払】事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。 居宅介護系事業のみ国保連に支払委託。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額		16,868	22,116	23,946	4,572	2,094	1,926
	決算額（23年度は見込み）		13,938	6,176	4,726	3,035	1,969	1,926
	人件費等		2,562	2,562	2,541	814	87	
	減価償却費						29	
	【事務分担当】（%）		30	30	30	10	1	
	合計（+ +）	0	16,500	8,738	7,267	3,849	2,085	1,926
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		4,141	488	361	312		193
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	12,359	8,250	6,906	3,537	2,085	1,733
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用者負担軽減対象者数		245名	245名	159名	166名	186名	190名

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	3,035	利用者負担軽減	1,969	利用者負担軽減	1,926

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
	利用者負担軽減対象者数	159	166	186	190	-	居宅系サービスの支給決定者数 23年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>制度改正・障害者自立支援法の改正への対応。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>区独自については、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間での利用負担の合算化、その他、の4つの組み合わせから行われている。</p> <p>なお、渋谷区については、非課税世帯の無料化に伴い制度終了。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>度重なる制度の見直しの影響を勘案するとともに、障害者自立支援法の改正等を踏まえた上での軽減策の検討。</p>	<p>在宅で生活する障がい者の不安解消。 安定的な地域生活の確保。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	安定したサービス利用のため重要な事業である

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 難病患者ホームヘルプ ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 難病相談室 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。相談室来所者				
内容	難病患者ホームヘルプ （利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング （サービス内容）家事援助 ・ 身体介護 等 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（A～G階層） 難病相談室 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー・社協相談員				
経過	昭和60年 5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加 平成14年 4月 難病患者への派遣事業開始 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月本格実施 平成20年 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修を、精神保健福祉事業費へ組替え				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ 事業委託方式。居宅介護事業者と契約しヘルパーを派遣する。 難病相談室 医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	5,649	897	507	1,288	1,840	2,142
	決算額（23年度は見込み）	2,858	81	332	879	1,243	1,653	2,156
	人件費等	0	0	2,989	1,101	245	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担量】（%）	0	0	35	13	10	15	
	合計（+ +）	2,858	81	3,321	1,980	1,488	2,508	2,156
	国（特定財源）			126	439	584	963	970
	都（特定財源）			63	219	292	367	485
	その他（特定財源）			0	0			
	一般財源	2,858	81	3,132	1,322	612	1,178	701
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	難病ホームヘルプ（人）	0	0	1	2	1	1	1
	難病相談室（人）	27	26	26	26	24	14	12

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	委託費	1,243	委託費	1,653	委託費	2,156

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用者実人員	2	1	1	1	-	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・難病のホームヘルプの認知度が低い。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施（中央区、文京区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	難病のホームヘルプの認知度を上げるため、窓口来庁者へのPRや、区報等でのPRを行う。	認知度が上がることにより、支援が必要な人にサービスを提供できる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（01-05-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠法令等	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動をすることが困難な者。 自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、身体及び知的障害者福祉法における施設訓練等支援費の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。（ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用者で区長がやむを得ないと認めるもの限り利用可）				
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p style="text-align: center;">東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>				
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年7月 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>				
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	11,336	11,336	10,392	8,502	6,613	3,194	1,890
	決算額（23年度は見込み）	11,309	9,446	7,478	6,612	6,298	1,889	1,890
	人件費等	788	1,014	756	254	245	279	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）	20	23	16	13	10	10	
	合計（+ +）	12,097	10,460	8,234	6,866	6,543	2,459	1,890
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	11,309	9,446	7,478	6,612	6,297	1,889	1,889
	その他（特定財源）							
	一般財源	788	1,014	756	254	246	570	1
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用実人数	12	12	9	7	7	2	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	介護人謝礼	6,298	介護人謝礼	1,889	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用実人数	7	7	2	2	-	

（問題点・課題）	<p>重度脳性麻痺者介護人派遣事業と、自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の併用ができないため、いずれかを選択する必要がある。 今後、利用者の障がい程度や家族の高齢化の進行を考慮して、家族介護から介護の社会化を検討していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区） 金額加算 2区（北・練馬） 回数増 1区（練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める。	家族介護から事業者への介護に移行することにより、家族の負担が軽減され障がい者の自立の促進が期待される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	板倉 久江	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	留守番看護師派遣事業費（01-05-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	荒川区心身障害(児)介護人派遣事業実施要綱・荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。				
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1度又は2度）を取得した者 18歳未満の時点で身体障害者手帳（下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級～2級）を取得した者 これらと同等の障がいを有する者 医療行為（吸引・吸入・経管栄養・胃ろう・摘便等）を必要とする者 在宅で生活している者（通所者は含まない）				
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】月3回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師]26,600円 [准看護師]23,940円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>緊急一時介護人派遣事業 介護者が疾病等の事由で介護困難となった場合に介護人を派遣する。緊急一時保護及び居宅介護サービスとの併用は不可であり、平成19年度には利用者のすべてが居宅介護サービスに移行。</p>				
経過	平成21年10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催 平成23年度 派遣回数増（月2回 3回）				
必要性	緊急一時保護寮では対応できないケース（就学前の障がい児、満床時等）に対応するため、また、短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する介護と引き換えに介護人が介護券を受け取り、翌月10日までに介護券を添付して請求する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,837	2,810	363	1,179	4,859	7,343	10,929	
決算額（23年度は見込み）	1,836	599	0	0	535	2,074	10,929	
人件費等	788	956	122	1,016	407	1,482		
減価償却費						494		
【事務分担量】（%）	20	22	5	12	5	17		
合計（+ +）	2,624	1,555	122	1,016	942	4,050	10,929	
国（特定財源）								
都（特定財源）					535	2,074	10,000	
その他（特定財源）								
一般財源	2,624	1,555	122	1,016	407	1,976	929	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	留守番看護師実利用者数	-	-	-	-	3	6	6
	留守番看護師利用日数	-	-	-	-	18	76	126
	介護人利用者数	12	10	4	0	-	-	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	研修会	46	研修会等	45	研修会等	70
	役務費	指示書・意見書	36	指示書・意見書	55	指示書・意見書	133
	委託料	留守番看護師	453	留守番看護師	1,974	留守番看護師	10,726

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	留守番看護師実利用者数	-	3	6	6	9	23年度は6月1日現在
	留守番看護師利用日数	-	18	76	126	152	23年度は見込み日数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営にあたり、委託先である訪問看護事業所と連携を取り、派遣開始後に発生した問題等について、適宜対応していく必要がある。 ・利用者が安心して定期的に確実に利用できるよう、回数を増やす必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施 22区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急事態や派遣開始後に発生した問題については随時対応し、内容について記録を取り、解決策を検討する。	今後の安定的な事業運営に生かすことができる。
利用対象者に比べ実際に利用している方が少ないため、今まで以上に広報活動を行う。	利用が増えることで、事業が活発化し、参入事業者が増え、より利用しやすい環境になる。
定期的に利用できるよう、利用回数を増やす。	更なる介護者の安定した生活を保障できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	補装具費支給事業（01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具の代理	
終期設定	有 無	年度	法令等	受領に係わる補装具業者の登録等に関する要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者（障がいの部位により、交付対象は異なる）				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 <p>【支給方法】</p> <p>身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	昭和24年	事業開始			
	平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止			
	平成18年 4月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。			
		日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置			
		日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）			
必要性	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【製作・修理】 業者委託				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	56,147	56,380	33,545	35,737	37,541	35,995	31,078
	決算額（23年度は見込み）	56,146	54,184	33,545	30,868	39,262	35,200	31,078
	人件費等	948	1,708	1,281	2,965	1,222	872	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）	11	20	15	35	15	10	
	合計（+ +）	57,094	55,892	34,826	33,833	40,484	36,363	31,078
	国（特定財源）	28,102	33,526	19,566	17,542	18,770	15,597	15,539
	都（特定財源）		2,242	9,783	8,771	9,386	7,799	7,769
	その他（特定財源）							
一般財源	28,992	20,124	5,477	7,520	12,328	12,967	7,770	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付件数	2,785	1,798	263	331	394	298	301
	修理件数	219	115	145	162	132	220	225

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
扶助費	成人分		26,589	成人分	21,538	成人分	20,088
	児童分		12,673	児童分	13,662	児童分	10,990

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	補装具交付件数	331	298	298	301	-	-
	補装具修理件数	162	144	220	225	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	理美容サービス事業費 (01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 61 年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者(所得制限なし) 身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障がい) 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
内容	【利用方法】 対象者の認定は区が行い、その都度(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。 【実施内容】 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 【単 価】 4,850円 【自己負担】 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 (住民税が課税されている者 1,900円、住民税が非課税の者 950円)				
経過	平成11年4月 対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 平成12年4月 自己負担金導入 平成13年4月 理容サービスに美容サービスを加えた。				
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	826	723	736	709	704	628	570	
決算額(23年度は見込み)	777	710	730	607	585	622	570	
人件費等	862	427	427	847	245	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】(%)	10	5	5	10	10	10		
合計(+ +)	1,639	1,137	1,157	1,454	830	1,192	570	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	1,639	1,137	1,157	1,454	830	1,192	570	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
理美容券支給者数	39	36	35	31	30	31	28	
利用回数	168	156	160	130	174	137	124	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	585	事業費・事務費・管理費	622	事業費・事務費・管理費	570

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	理美容券支給者数	31人	30人	31人	28人	-	-
	利用枚数	130枚	174枚	137枚	124枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>当該事業を、必要な人に周知徹底する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>相談支援業務の中で、当事業を、重度障がい者の日常生活を支える支援策のひとつとして、対象者へ周知徹底する。</p>	<p>重度障がい者の健康で安全な地域生活を確保できる。</p>
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	寝具乾燥消毒事業（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回</p>				
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止				
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	173	217	440	329	304	247	214	
予算額	173	217	440	329	304	247	214	
決算額（23年度は見込み）	134	165	215	221	221	123	214	
人件費等	292	290	549	1,271	245	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	7	7	10	20	10	10		
合計（+ +）	426	455	764	1,492	466	693	214	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	426	455	764	1,492	466	693	214	
実績の推移	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
事項名								
利用実人数	11	10	8	6	7	4	5	
乾燥実施回数	85	70	106	98	85	43	64	
水洗実施回数	8	8	7	6	6	3	5	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具乾燥消毒	155	寝具乾燥消毒	91	寝具乾燥消毒
	寝具洗濯	66	寝具洗濯	32	寝具洗濯	58	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
登録者数		9人	7人	5人	5人	-	
実施回数（消毒乾燥）		98回	85回	43回	64回	-	
実施回数（水洗い）		6回	6回	3回	5回	-	

（問題点・課題分析）	当該事業を必要とする人に周知徹底する。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	相談支援業務の中で、当該事業を、重度障がい者の日常生活を支える支援策のひとつとして、対象者へ周知徹底を図る。	重度障がい者の健康な地域生活を確保できる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	配食サービス事業費 (01-07-03)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者				
内容	【回数】 週あたり1～7回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年4月 事業者は1食あたり750～1,000円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週5回限度 週7回限度				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 (有)北畔、食事処しむら、(株)NRE大増、(株)シニアフレイト、タイハイ(株)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額	367	422	361	491	535	406	405
決算額（23年度は見込み）	343	397	439	382	364	406	405
人件費等	86	85	427	1,271	81	436	
減価償却費						145	
【事務分担量】（%）	1	1	5	15	1	5	
合計（+ +）	429	482	866	1,653	445	987	405
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	429	482	866	1,653	445	987	405
実績推移	事項名						
実利用者数	11	11	11	11	9	10	10
食数	979	1,134	1,257	1,090	1,041	1,159	1,157

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	業者委託（単価契約）	364	業者委託（単価契約）	406	業者委託（単価契約）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
実利用者数		11人	9人	10人	10人	-	-
食数		1,090食	1,041食	1,159食	1,157食	-	-
-		-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	・対象者の見直しを図ると共に、高齢者福祉課との事業調整を検討する必要がある。
他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区） 実施：千代田（高齢者、障害者）、港（高齢者、障害者）、世田谷（高齢者、障害者）、太田（高齢者、障害者）、渋谷（高齢者、障害者）、豊島（高齢者等）、板橋（高齢者、障害者）、葛飾（高齢者）、江戸川（高齢者等）、足立（高齢者等）、台東（高齢者、障害者）、文京（高齢者）、中央（高齢者）、江東（高齢者）、新宿（高齢者）、品川（高齢者）、練馬（高齢者）、杉並（高齢者）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者福祉課においても同額負担の配食サービスがあるので65歳以上の利用者を移行させる。	行政としての事業整備をする。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
---------	--------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉電話事業費（01-07-04）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額（基本料）】（1月あたり） 回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（通話料は自己負担となる）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,521	1,991	2,088	1,301	1,312	1,252	1,036	
決算額（23年度は見込み）	1,128	1,104	1,132	1,107	998	905	1,036	
人件費等	649	648	915	912	367	419		
減価償却費						436		
【事務分担量】（%）	22	22	25	25	15	15		
合計（+ +）	1,777	1,752	2,047	2,019	1,365	1,760	1,036	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	75	66	59	58	40	80	48	
一般財源	1,702	1,686	1,988	1,961	1,325	1,190	988	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	電話助成世帯数（貸与）	15	13	14	14	13	12	12
	電話助成世帯数（自己所有）	31	31	34	34	32	28	27

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
12	役務費	貸与分	350	貸与分	365	貸与分	359
	19	負担金補助及び交付金	648	自己所有分	540	自己所有分	677

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	助成世帯数（貸与）	14世帯	13世帯	12世帯	12世帯	-	各年度末世帯数 (23年度は見込み)
	助成世帯数（自己所有）	34世帯	32世帯	28世帯	27世帯	-	各年度末世帯数 (23年度は見込み)

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 未実施 貸与：港区・葛飾区・中央区・世田谷区・板橋区 自己所有：港区・葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	緊急通報システム事業費（01-07-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱、同民間緊急通報システム事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）				
内容	<p>ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。緊急通報システムの方式には、消防庁直通方式と民間事業者方式がある。</p> <p>消防庁直通方式 【実施内容】 利用者の緊急通報を受け、消防庁は利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 区から消防庁に登録申請 消防庁が決定 区が設置先名簿を事業者へ送付 区が消防署長へ設置計画書を提出 事業者が設置工事 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） 【協力員への謝礼】 毎年1月1日の時点での継続活動期間が、 6月以上の協力員：年間6,000円相当のお買物券を支給 6月未満の協力員：年間3,000円相当のお買物券を支給</p> <p>民間事業者方式 【実施内容】 利用者の緊急通報を受け、民間事業者は利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 事業者が消防庁に登録申請 消防庁が決定 事業者が利用者として利用契約締結 事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）</p>				
経過	<p>平成 3年 4月 事業開始</p> <p>平成 13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更</p> <p>平成 18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入</p> <p>平成 20年 4月 火災安全システム導入</p> <p>平成 22年 4月 民間事業者方式を導入</p>				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託（消防方式）（岩通販売株式会社） 緊急通報システム委託（民間方式）（上陽テクノ株式会社 足立営業所）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,063	1,046	863	866	737	640	555	
決算額（23年度は見込み）	732	584	687	563	606	588	555	
人件費等	431	854	512	0	570	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当量】（%）	5	10	6	0	7	20		
合計（+ +）	1,163	1,438	1,199	563	1,176	2,913	555	
国（特定財源）								
都（特定財源）	112	160	139	139	89	153	119	
その他（特定財源）								
一般財源	1,051	1,278	1,060	424	1,087	2,760	436	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用者数（消防方式）	19	19	19	19	18	15	15	
利用者数（民間方式）	-	-	-	-	-	4	4	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
一般需用費	緊急通報協力員謝礼	132		緊急通報協力員謝礼	96	緊急通報協力員謝礼	72
	消耗品	29				消耗品	5
委託料	緊急通報システム委託	445		委託（消防方式）	452	委託（消防方式）	325
				委託（民間方式）	40	委託（民間方式）	153

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用者数（消防方式）	19	18	15	15	4	23年度は5月31日現在
	利用者数（民間方式）	-	-	4	4	19	23年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京消防庁の受信体制変更のため、平成26年度末までに通報機の更新が必要である。 ・現在消防庁直通方式で利用している障がい者の機器移行の時期までに、民間事業者方式の周知を図る必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>消防方式：中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、足立区</p> <p>民間方式：千代田区、港区、世田谷区、板橋区、葛飾区</p> <p>消防及び民間方式：大田区、中野区、練馬区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成26年度末までに、システムを民間事業者方式へ移行する	協力員を探す負担が減り、緊急通報システムを利用しやすくなる
機器更新を迎える利用者に、民間事業者方式の周知をする	方式変更後も、問題なくシステムを利用できる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要質問状）	
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（01-07-06）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	<p>平成4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）</p> <p>平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）</p> <p>平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付</p> <p>平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p>				
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（62事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	12,992	14,490	15,746	17,259	16,592	16,746	15,920
	決算額（23年度は見込み）	12,992	14,344	14,971	15,055	15,666	16,746	15,920
	人件費等	1,240	1,230	1,098	1,694	367	1,605	
	減価償却費						930	
	【事務分担量】（%）	18	18	20	30	15	32	
	合計（+ +）	14,232	15,574	16,069	16,749	16,033	19,281	15,920
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	14,232	15,574	16,069	16,749	16,033	19,281	15,920
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	おむつ購入券使用枚数	5,932	6,368	6,728	6,948	6,987	7,597	7,071
	おむつ購入券対象者延数	1,599	1,725	1,776	1,872	1,432	1,944	1,848
	おむつ代助成対象者延件数	277	343	356	304	359	361	371

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費		おむつ購入券	12,576	おむつ購入券	13,675	おむつ購入券	12,728
		おむつ代助成	3,090	おむつ代助成	3,071	おむつ代助成	3,192

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	購入券対象者数	156人	152人	177人	154人	-	
	おむつ代助成対象者数	34人	35人	40人	36人	-	
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物給付 18区 現金助成 14区 購入券等給付 2区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要旨）	
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	住宅設備改善給付事業費（01-07-07）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・ 屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・ 屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・ 階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・ 階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	14,701	15,741	10,847	6,334	3,040	8,059	5,627	
決算額（23年度は見込み）	10,302	3,470	1,840	4,895	3,040	8,059	5,627	
人件費等	862	854	427	1,694	244	436		
減価償却費						145		
【事務分担量】（%）	10	10	5	20	3	5		
合計（+ +）	11,164	4,324	2,267	6,589	3,284	8,640	5,627	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,251	0	0	640	665	0	1,305	
その他（特定財源）								
一般財源	9,913	4,324	2,267	5,949	2,619	8,640	4,322	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	小規模改修	9	3					
	中規模改修	5	1	2	2	0	2	2
	屋内移動設備	0	0	0	0	2	5	2
	階段昇降機（直線）	1	4	1	1	1	4	1
	階段昇降機（曲線）	3	0	0	2	1	1	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	中規模改修		0	中規模改修	909	中規模改修	1,306
	階段昇降機（直線）		654	階段昇降機（直線）	2,619	階段昇降機（直線）	673
	階段昇降機（曲線）		1,453	階段昇降機（曲線）	1,479	階段昇降機（曲線）	2,518
	屋内移動設備		933	屋内移動設備	3,052	屋内移動設備	1,130

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	給付件数・児童分	0	1	0	0	-	-
	給付件数・成人分	5	3	12	7	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	給付種目の基準額は他区と比べて中程度であるが、これが適正であるかどうか見直す必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付種目の基準額の見直し。	適正な基準額を設定することにより、公平な給付をすることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	千葉 栄美子	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	盲ろう者生活支援推進事業費（01-07-08）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。				
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者				
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【講演会・研修会】 盲ろう者を理解してもらうための講演会を実施（障害者週間に合わせて実施予定） 安心して地域の福祉サービスを利用できるように、介護従事者向けの研修会を実施（年2回予定）</p> <p>【多分野交流会】 盲ろう者同士や他の障がい者、関係機関職員等との交流の場を設け、社会参加の機会を確保する。</p>				
経過	平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施 平成23年 4月 事業本格実施				
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額						0	1,001
	決算額（23年度は見込み）						0	1,001
	人件費等						610	
	減価償却費						203	
	【事務分担当】（%）						7	
	合計（ + + ）	0	0	0	0	0	813	1,001
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	813	1,001
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					講師謝礼	69
	一般需用費					事務消耗品等	190
	委託料					通訳者等	21
	使用料					多分野交流会委託	705
						会場使用料	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	（指標分析）	コミュニケーションの困難により、福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。
他区の実況		（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
盲ろう者の定期的な訪問支援を実施する	閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	盲ろう者の日常生活を支援する

議会議況（要旨）	（質問状）	
----------	-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉タクシー事業（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー事業実施要綱	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。</p> <p>【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。</p>				
対象者等	<p>【福祉タクシー券】区内在住で ~ に該当する手帳所持者（）内は平成23年5月の決定者数2,741人 下肢・体幹機能障がい1～3級（1,203人） 視覚障がい1・2級（231人） 内部障がい1～3級（1,193人） 上肢機能障がい1級（11人） 愛の手帳1・2度（103人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限あり（扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下）</p> <p>【リフト付タクシー】 下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者 身体又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者 平成22年度登録者数28人</p>				
内容	<p>【福祉タクシー券】 申請月に応じて1～4冊（10,200円～40,800円）の福祉タクシー券を交付する。 （4～6月：4冊 7～9月：3冊 10～12月：2冊 1～3月：1冊） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示したうえで、タクシー券により支払う。 乗降車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。</p> <p>【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、直接事業者に予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。</p>				
経過	<p>昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）</p> <p>平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始</p> <p>平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円 41,000円）</p> <p>平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級）</p> <p>平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入</p> <p>平成16年 4月 リフト付タクシー事業を、年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更</p> <p>平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 事務手数料を8%とする（平成12年：5%、平成13年～：3%）</p> <p>平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）</p> <p>平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす</p> <p>平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字</p> <p>平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる</p>				
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。				
実施方法	（3委託） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【福祉タクシー券】 委託先：東京都個人タクシー協同組合 他101社（うち区内7社、車椅子対応37社） 【リフト付タクシー】 委託先：日立自動車（株） 三陽自動車（株）				

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	99,938	100,706	104,397	105,330	104,630	107,038	104,763
	決算額（23年度は見込み）	98,913	100,124	99,865	103,271	101,755	101,627	104,763
	人件費等	2,870	3,705	2,866	4,967	6,231	9,226	
	減価償却費						4,358	
	【事務分担量】（％）	65	75	110	90	125	150	
	合計（＋＋）	101,783	103,829	102,731	108,238	107,986	115,211	104,763
	国（特定財源）							
都（特定財源）		1,786	1,231	1,424	1,087	793		
その他（特定財源）								
一般財源	101,783	102,043	101,500	106,814	106,899	114,418	104,763	

実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付人数（タクシー券）	2,751	2,815	2,841	2,865	2,874	2,896	2,967
	利用者数（リフト付）				15	15	17	17

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要費	タクシー券印刷製本		1,914	タクシー券印刷製本	1,313	タクシー券印刷製本	1,806
	その他		268	その他	69	その他	124
役務費	郵送料		2,054	郵送料	1,160	郵送料	1,397
委託料	申請書封入委託		38	申請書封入委託	38	申請書封入委託	38
	タクシー券封入委託		21	タクシー券封入委託	26	タクシー券封入委託	23
	タクシー業務委託		95,687	タクシー業務委託	96,951	タクシー業務委託	99,884
	リフト付自動車助成		1,773	リフト付自動車助成	2,070	リフト付自動車助成	1,491

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					目標値 (25年度)	指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度			
	交付人数（タクシー券）	2,865	2,874	2,896	2,967	3,000	23年度は見込み	
	利用者数（リフト付）	15	15	17	17	20	23年度は見込み	

（問題点・課題）	<p>福祉タクシー券事業について、契約している事業者が平成23年5月現在で129社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。</p> <p>リフト付自動車運行事業について、利用者数が徐々に減少しているため、このサービスが必要な区民に対する周知と人数の把握が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
福祉タクシー券事業について、利用実績のないタクシー業者との契約を見直す	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る
リフト付自動車運行事業の、潜在的な利用者数の把握	より適切な規模で事業を実施することができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（01-08-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区内・区外問わず）でコミュニティバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パス提示による運賃免除を導入。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく、障がい者手帳等による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除</p> <p>【精神障がい者の取扱経過】 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。 これにより、障がいの種類にかかわらず、全障がい者が民営バス運賃割引の対象となった。</p>				
経過	平成17年4月20日 バス運行開始 平成20年10月 ・コミュニティバス専用パスの運用開始 ・精神障害者保健福祉手帳所持者が民営バスの運賃割引適用となり、全障がい者が運賃免除の対象となった。 ・南千住ルート運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	930	1,460	1,266	1,908	1,857	2,379	2,565	
決算額（23年度は見込み）	930	1,207	1,241	1,515	1,720	2,346	2,565	
人件費等	669	666	427	2,118	122	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	15	15	5	25	5	10		
合計（+ +）	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	2,916	2,565	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	2,916	2,565	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
補助件数（延べ人数）	10,789	13,950	14,321	17,146	21,583	29,364	32,119	
パス発行件数				286	82	41	41	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	運賃補助	1,720	運賃補助	2,346	運賃補助
一般需用費	パス印刷製本	0	パス印刷製本	0	パス印刷製本	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助件数（延べ人数）	17,146	21,583	29,364	32,119	-	-
	専用パス発行件数	286	82	41	41	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年10月より運用開始したコミュニティバス専用パスの利用促進を図る。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 千代田区・港区：福祉割引として無料乗車証を発行 その他、障がい者割引実施 2 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	相談支援業務の中で、コミュニティバスの利用、特に、専用パスの利用について、対象者への周知を図る。	障がい者の交通手段の確保、生活圏の拡大を図ることができる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自動車燃料助成事業（01-08-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	<p>下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タクシー券との選択事業、併給不可。</p> <p>【対象者要件】区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 施設、特養等入所者は除く。（平成23年6月現在の助成対象者数：243人） 所得額制限あり：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下</p>				
内容	<p>【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	5,981	6,810	7,002	7,152	7,227	7,397	7,299
	決算額（23年度は見込み）	5,981	6,772	6,958	6,918	7,211	7,382	7,299
	人件費等	1,146	1,143	1,098	1,759	3,624	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担当】（%）	35	35	20	35	55	15	
	合計（ + + ）	7,127	7,915	8,056	8,677	10,835	8,237	7,299
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,127	7,915	8,056	8,677	10,835	8,237	7,299
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	助成対象者数	237名	241名	244名	244名	240名	243名	250名

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要	印刷用紙代等	10	印刷用紙代等	0	印刷用紙代等	14	
役務費	郵便料	29	郵便料	40	郵便料	40	
扶助費	ガソリン助成費	7,172	ガソリン助成費	7,342	ガソリン助成費	7,245	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	助成対象者数	244名	240名	243名	250名	-	23年度は見込み

（問題点・課題分析）

現在、福祉タクシー事業との整合性がとれていない状況があるため、他区の実施内容等も踏まえつつ、調査検討する必要がある。

他区の実施状況

（実施 20 区 未実施 2 区）
 未実施：墨田区・中野区
 葛飾区は手当と合わせて支給（月額2,500円）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

状況（要旨）

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	心身障害者福祉手当支給事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	同条例施行規則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がい有者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成23年6月1日現在】3,700名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（57種）、都指定（24種）、點頭てんかんの計82種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
経過	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・ヘルペムが難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がい有者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	666,993	624,788	635,342	630,418	615,284	636,342	637,046	
決算額（23年度は見込み）	666,993	621,781	613,222	608,833	615,251	630,322	637,046	
人件費等	3,448	3,416	2,562	1,694	1,629	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	40	40	30	20	20	30		
合計（+ +）	670,441	625,197	615,784	610,527	616,880	633,810	637,046	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	670,441	625,197	615,784	610,527	616,880	633,810	637,046	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	身障1・2級（都）	1,995	1,916	1,888	1,873	1,885	1,842	1,939
	愛の手帳1～3度（都）	222	222	226	231	236	245	243
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	55	51	51	50	58	60	61
	身障3級（区単）	557	557	533	532	516	507	502
	愛の手帳4度（区単）	254	262	271	299	313	316	307
	難病（区単）	642	651	664	681	734	725	699
	合計	3,725	3,659	3,633	3,666	3,742	3,695	3,751

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	36	窓空き封筒	35	窓空き封筒	56
	委託料	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	32
	扶助費	心身障害者福祉手当	615,185	心身障害者福祉手当	630,257	心身障害者福祉手当	636,958

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	都基準対象者	2,154	2,179	2,147	2,243	-	-
	区単独対象者	1,512	1,563	1,548	1,508	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・精神障がい者が手当支給対象外となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	特別障害者手当支給事業費（01-09-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別	
終期設定	有 無	年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者。施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p>いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3,984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6,536千円以下のもの）</p>				
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】特別障害者手当 26,440円 26,340円（23年4月改定予定） 障害児福祉手当 14,380円 14,330円（23年4月改定予定） 経過的福祉手当 14,380円 14,330円（23年4月改定予定）</p>				
経過	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）</p>				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	52,861	53,776	55,465	56,295	59,953	62,969	65,150	
予算額	52,861	53,776	55,465	56,295	59,953	62,969	65,150	
決算額（23年度は見込み）	52,696	53,423	55,106	56,103	59,856	62,957	65,150	
人件費等	862	1,708	2,989	2,118	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当】（%）	10	20	35	25	20	20		
合計（+ +）	53,558	55,131	58,095	58,221	61,485	65,282	65,150	
国（特定財源）	40,082	39,986	41,545	41,943	44,759	47,030	48,752	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,476	15,145	16,550	16,278	16,726	18,252	16,398	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
特別障害者手当受給者数	133	141	141	151	157	170	173	
障害児福祉手当受給者数	57	61	58	55	62	65	66	
経過的福祉手当受給者数	22	21	15	15	14	14	14	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	判定医謝礼	104	判定医謝礼	150	判定医謝礼
一般需要費	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	0	事務用消耗品費	0	
役務費	郵送料	36	郵送料	45	郵送料	48	
扶助費	特別障害者手当	59,707	特別障害者手当	62,762	特別障害者手当	65,004	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	特別障害者手当受給者数	151	157	170	173	-	23年度は6月1日現在
	障害児福祉手当受給者数	55	62	65	66	-	23年度は6月1日現在
	経過的福祉手当受給者数	15	14	14	14	-	23年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	なし
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者福祉給付金支給事業費（01-09-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対し、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 審査（給付要件や障がい程度等） 決定 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月 平成17年4月 平成19年4月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 事業開始			
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (窓口)障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額			2,376	2,376	1,812	2,181	2,208
	決算額（23年度は見込み）			1,208	1,812	1,812	1,956	2,208
	人件費等			427	169	81	87	
	減価償却費						29	
	【事務分担量】（%）			5	2	1	1	
	合計（+ +）	0	0	1,635	1,981	1,893	2,072	2,208
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	1,635	1,981	1,893	2,072	2,208
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	支給対象者数（重度）			3	3	3	3	1
	支給対象者数（中度）			2	2	2	2	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	給付金	1,812	給付金	1,956	給付金	2,208

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	支給対象者数	5	5	5	2	-	23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 6 区 未実施 区 ）</p> <p>葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金 板橋区：重度心身障がい者特別給付金 新宿区：新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金</p>

問題点・課題の改善策検討	
問題点・課題	改善策
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がい有し（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障がい要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	<p>平成12年8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）</p> <p>平成15年3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>				
必要性	都制度の実施				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	862	854	1,708	1,271	244	523		
減価償却費						174		
【事務分担量】（%）	10	10	20	15	3	6		
合計（+ +）	862	854	1,708	1,271	244	697	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	862	854	1,708	1,271	244	697	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	受給者数	138	137	136	136	139	144	145

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	受給者数	136	139	144	145	-	23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	都の支払いと本人からの申請のタイミングによっては、過払いが発生してしまう可能性がある
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
引き続き住基異動等の確認を行い、本人からの申請を待たずに東京都に連絡する	手当過払いの防止になる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	原爆被爆者援護事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 				
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	404	404	404	404	404	404	400	
決算額（23年度は見込み）	394	384	373	394	400	360	400	
人件費等	172	171	85	169	163	140		
減価償却費						145		
【事務分担当】（%）	2	2	1	2	2	5		
合計（+ +）	566	555	458	563	563	645	400	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	566	555	458	563	563	645	400	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
見舞金支給者	39	38	37	39	40	36	40	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需要	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	0
	扶助費	見舞金	400	見舞金	360	見舞金	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	対象者数	39	40	36	36	-	23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施：墨田・江東・足立

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 宮田 直哉	課長名 内線	山形 実 2690
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(23年度)	障害者向け健康体操事業費 (01-14-04)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	体操を通して障がい者の健康作りを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	<p>【概要】 体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】 ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 リーダー育成研修 ...体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成 介護事業所向け講座...ヘルパーや介護者向け、介助方法等を学ぶ 体操教室 ...区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施 ステップアップ研修...リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】 ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。 解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。</p>				
経過	平成17年 2月 平成19年12月 平成20年 1月 平成20年 7月 平成20年12月 平成22年 4月 平成22年10月	首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 アクロスまつりでの公開発表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アリスあらかわ：火・金曜） 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 西日暮里6丁目障がい者支援施設及び義肢装具センターを拠点会場に追加 西日暮里6丁目障がい者支援施設から粋・活サロンに会場を移し、新たに特別養護老人ホームさくら館を拠点会場に追加			
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 在宅生活において、健康管理は自己管理に委ねられている。 障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。 以上の問題点を体操を通じて解決することにより、障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額			3,000	1,205	1,298	961	982
	決算額(23年度は見込み)			2,677	958	1,034	574	982
	人件費等			854	3,812	4,886	4,534	
	減価償却費						1,511	
	【事務分担量】(%)			10	45	60	52	
	合計(+ +)	0	0	3,531	4,770	5,920	6,619	982
	国(特定財源)							
	都(特定財源)			2,676	987	1,295	323	492
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	855	3,783	4,625	6,296	490
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	リーダー人数			0	15	40	46	60

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講演会等謝礼	620	講演会等謝礼	511	講演会等謝礼
需用費	消耗品費	80	消耗品費	63	消耗品費	87	
	印刷製本費	242					
委託料	DVD複製等作成委託	92					
役務費							
備品購入費							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	リーダー人数	15	40	46	46	70	平成23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	職員が主体となっている拠点を、育成を受けたリーダーが主体となって活躍できるように働きかける。 リーダーや参加人数が増えており、新たな拠点（特に尾久、日暮里地域）づくりが必要である。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区） 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
幅広い層に参加してもらうために、ばん座位体操のPRが必要	ふれあい粋・活サロンの交流会や各会場に参加し、ばん座位体操のピーアールすることで、ばん座位体操の参加を促すことができる
リーダーのばん座位体操以外のレクリエーションの種類や技術を向上させる	ばん座位体操の時間をより楽しく過ごすことで、区民同士の交流の輪を広げ、更に定着率を高めることが出来る
障がい者の家族に、家族講座や各拠点会場に参加してもらい、ばん座位体操の介助方法を伝える	障がい者にとって身近にいる方に、ばん座位体操の適切な介助方法を知ってもらうことで、障がい者の健康維持が期待できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議 会 要 旨 （ 要 旨 ） 状	
---	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	小竹桃子
		担当者名	高橋貴子	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者歯科対策事業費(01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障がい者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。				
対象者等	心身障がい者等				
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年16回・予約制 周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内容：歯科検診・歯磨き指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年約10回 内容：歯磨き指導				
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障がい者施設への出張健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度：障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増 年12回 年16回				
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯磨きを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	495	495	495	495	495	495	667	
決算額（23年度は見込み）	488	490	495	495	495	495	667	
人件費等	948	1,117	1,098	1,213	1,181	1,570		
減価償却費						1,017		
【事務分担当】（%）	21	21	20	25	25	35		
合計（ + + ）	1,436	1,607	1,593	1,708	1,676	3,082	667	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,436	1,607	1,593	1,708	1,676	3,082	667	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	受診者数	196	207	222	219	220	242	340

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		賃金	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上
一般需用費	器具・器材等	40	器具・器材等	40	器具・器材等	60	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	受診者数	219	220	242	340	340	
	年間予約可能回数	/	/	/	2.0	2.0	予約枠（人） / 希望受診者数

（問題点・課題分析）	障がい者のかかりつけ歯科医の定着を図り、病状に応じて専門歯科医療期間へ紹介する「歯科医療連携推進体制」継続強化を図るため、歯科医師会と保健所の協議を行っていく。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	歯科医師会と連携し、「荒川区歯科医療連携推進協力歯科医療機関名簿」の更新を行う。	障がい者の歯科治療の体制を充実させることにより、口腔保健の向上を図ることができる。
	受診者数の増加に伴い、障がい者歯科相談室実施回数を増やす。	受診者に定期的な歯科検診と口腔衛生指導を継続して実施することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者の口腔保健向上のため重要な事業である。

議会議決（要旨）	平成12年決算特別委員会において、障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設に関する質問があった。
----------	--